



KAWASAKI CITY

指定開発行為廃止に係るお知らせ

平成22年1月28日

川崎市環境影響評価に関する条例第29条第1項に基づき「(仮称)高津区千年集合住宅計画」に係る指定開発行為廃止届の提出がありましたのでお知らせします。

指定開発行為者	株式会社ノエル 神奈川県川崎市高津区二子五丁目1番1号 代表取締役社長 金古 政利
指定開発行為の名称	(仮称)高津区千年集合住宅計画
指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
指定開発行為を予定していた区域	川崎市高津区千年1,249番1ほか
指定開発行為の目的	集合住宅の新設
指定開発行為の内容	区域面積:8,910.51㎡ 計画人口:613人、計画戸数:240戸 建物高さ:19.99m 延べ面積:18,051.00㎡
廃止年月日	平成22年1月21日(木) (廃止届提出日 平成22年1月21日)
公告日	平成22年1月28日(木)
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm

*当該指定開発行為は平成20年5月23日付けで指定開発行為実施届の提出があり、平成20年10月14日付けで条例審査書を公告していたものですが、当該指定開発行為者(会社)が倒産したため、平成22年1月21日付けで破産管財人から指定開発行為廃止届が提出されました。